

第 21 号

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 27 年 9 月 17 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

被告徳島県ほか1法人及び1名は、原告らと、平成23年（ワ）第300号 損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき平成27年7月6日徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解することにより、本事件を終結するものとする。

和解勧告の内容

- 1 被告徳島県及び被告協栄生コンクリート工業株式会社（以下「被告協栄生コン」という。）は、原告らに対し、本件和解金として、既払金を除き、連帯して1000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告徳島県は、原告らに対し、前項の金員のうち700万円を支払う。
- 3 原告らは、その余の請求を放棄する。
- 4 原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間並びに被告徳島県と被告協栄生コン及び被告との間には、本件事故に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。